

企業局事業概要

沖縄県企業局の成り立ち

1972年(昭和47年)、沖縄の本土復帰に伴い、水道用水供給事業と「与勝工業用水道事業」を承継する工業用水道事業が設置され、公営企業として沖縄県企業局が置かれました。

復帰に際しては、日本の法律の適用に伴う条例の整備や職員の身分引継ぎなどの様々な課題がありました。特に、通貨の切り替えに伴う水道料金のドルから円への換算は大きな問題となりましたが、1 m^3 あたり17円84銭とすることで決着しました。(現在は1 m^3 あたり102円24銭(税抜)) また、米軍に対する直接給水から市町村給水への切替も難航しました。



昭和47年 企業局の本庁舎

このような多くの課題を克服し、沖縄県企業局による水道用水供給事業と工業用水道事業が開始されました。



水道用水供給事業

水道用水供給事業とは、市町村等へ水道用水を広域的に供給するもので、いわば、水の卸売り業の役割を果たしています。家庭や学校などの地域社会に直接給水を行うのは市町村等の事業です。

沖縄本島の市町村は、独自の水源を持たないところが多いことから、企業局がダムや河川などから取水し浄水処理した上で、これらの市町村等に水道用水を供給しています。

令和4年度は、沖縄本島北部の比較的水源に恵まれた国頭村、大宜味村、東村、宜野座村を除く本島22市町村と周辺離島(伊江村、粟国村、北大東村、座間味村(阿嘉・慶留間地区)、伊是名村、南大東村)の6村、計28市町村へ1日当たり約42万3,200 m^3 の水を供給しました。

上記に加え、沖縄本島周辺離島(伊平屋村、渡嘉敷村、座間味村(座間味地区)、渡名喜村)へ水道用水を供給するための施設設備の整備に着手しており、整備が完了した離島村から順次用水供給を開始する予定です。

※本島22市町村には、南部水道企業団の南風原町と八重瀬町を含みます。



工業用水道事業

工業用水道事業とは、産業振興を図るため製造業を中心とする企業等に対して工業用水を供給するものです。

企業局は、本島北部のダムの水を久志浄水場で沈でん処理(一次処理)した工業用水を事業所へ供給し、企業の生産活動を支援しています。

令和4年度は、名護西海岸地区、金武湾地区、中城湾港新港地区工業団地及び糸満工業団地等本島内13市町村に立地する107事業所に、1日当たり約1万7,900 m^3 の工業用水を供給しました。

※水道用水供給事業の料金は1 m^3 当たり102円24銭、工業用水道事業の料金は1 m^3 当たり基本料金が35円、超過料金が70円にそれぞれ消費税を加えた金額となります。